

スタートアップオーディション inYOKOSUKA 実施支援業務委託
事業者選定プロポーザル実施要項

1. 本要項の目的

本要項は、横須賀市（以下、市という）における市内外の事業者等（以下事業者という）によって提案される革新的な新規事業を、評価・認定し、行政も含めた関係機関がバックアップする環境を整えることで、ビジネスプランを実行する場として、市が選ばれること、市内事業者の新事業へのチャレンジのきっかけとなることを目指したコンテストの実施について必要な業務を委託する事業者（以下、契約候補者という）をプロポーザルにより選定することについて、参加を希望する事業者（以下、プロポーザル参加者という）の要件等、必要な事項を定めるものです。

2. 事業の概要

別紙「スタートアップオーディション inYOKOSUKA 実施支援業務委託仕様書」のとおり

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市と受託事業者が双方合意のうえ、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。

4. 予算上限額

2, 8 9 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 参加資格

プロポーザル参加者は、次のすべての要件を満たすこと

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始後、資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号又は第5号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号又は第4号に規定する暴力団員でないこと

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと
- (6) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと
- (7) 地方税（法人都道府県税、市内に本社がある場合は法人市民税）を滞納していないこと
- (8) 仕様書に示す業務を履行する能力を有すること

6. 契約候補者選定のスケジュール

内容		期日等
公告日		令和 7 年 3 月 17 日
質問書提出期間		令和 7 年 3 月 17 日～3 月 28 日 17 時
	質問回答	質問受付より随時
	すべての質問、回答内容の公表	令和 7 年 4 月 1 日
参加申込書提出期間		令和 7 年 3 月 17 日～4 月 2 日 17 時
	参加資格審査結果通知	申し込み受付より審査終了次第、随時
事業提案書提出期限		令和 7 年 4 月 21 日正午
プレゼンテーション実施日		令和 7 年 4 月 24 日
契約候補者決定通知		令和 7 年 4 月 25 日

7. 質問の受付及び回答

次の通り質問を受け付けます。（E メールや電話、来訪等での質問は受け付けません。）

（1）質問の受付

- ①提出方法 「e-kanagawa 電子申請」の下記 URL 内フォームに（様式 1）質問票を添付

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93069

- ②提出期限 令和 7 年 3 月 28 日 17 時

提出期限後の質問については、理由の如何を問わず、受け付けません。

- ③受付の確認 申請受付後、自動で受付確認の E メールを送信します。

（2）質問に対する回答

- ①回答方法 質問者に E メールで随時回答

②留意事項 質問については、可能な限り早く回答しますが、質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

③最終回答期限 令和7年3月31日までに回答します。

(3) 質問・回答内容の公表

①公表方法 原則、すべての質問とその回答内容を、質問者名を除き、本市ホームページに掲載します。

ただし、質問者名が特定できるような質問については非公表とする場合があります。

②公表日 令和7年4月1日

8. 参加申し込みの手続き

次のとおり本プロポーザルの参加申し込みを受け付けます。

(1) 申込方法 「e-kanagawa 電子申請」の下記 URL 内フォームに必要書類を添付
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93075

(2) 申込期限 令和7年4月2日 17時

(3) 必要書類

①様式2 参加申込書兼誓約書

②様式2-2 役員等氏名一覧

③履歴事項全部証明書をPDFに変換したもの

※発行後3か月以内

④納税証明書（都道府県税）をPDFに変換したもの

※都道府県税の未納がないことの証明書(所轄する都道府県発行)

※発行後3か月以内

※新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けている場合は、その旨を証する書類（「納税の猶予許可通知書」など）を提出すること

(4) 必要書類の免除等

令和7年4月1日現在で、「一般委託」の業種区分で横須賀市競争入札参加資格（かながわ電子入札共同システム）を有する場合は、様式2を（ア）のとおりに変更することができ、添付書類について（イ）を省略することができます。

ただし、参加申込書提出時に手続き中である場合は、手続き中であることを証す

る[申請受理の通知Eメール]やかながわ電子入札共同システムのホームページで確認できる[進捗状況を確認する画面の写し]等を添付してください。

既に参加資格を有している事業者は本市で確認することができるので、必要書類の免除にかかる証明書の提出は不要です。

なお、神奈川電子入札事業者に登録されていても、横須賀市を団体登録していない場合は、団体追加申請をしていただき、手続き中であることを証するものを添付することで、同様に必要書類の提出を免除することができます。

なお、添付書類の免除要件であるかながわ電子入札共同システムの登録日程等については以下をご確認ください。

【参考】かながわ電子入札共同システムHP

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/zuiji_uketsuke_2023.2024.html

(ア)『様式2 参加申込書兼誓約書』に代えて、『様式2 簡略版 参加申込書兼誓約書』を提出すること

(イ) 以下の添付書類の提出を免除

【提出を免除される書類】

(3) ②様式2-2 役員等氏名一覧

③履歴事項全部証明書をPDFに変換したもの

④納税証明書（都道府県税）をPDFに変換したもの

(5) 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書を提出したのに対して、参加資格要件を満たしているか審査の上、参加申込書に記載のEメールアドレス宛に随時通知します。遅くとも、令和7年4月4日までには通知します。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に、提案を辞退される場合は、14の事務局あて、電話連絡の上、「様式7 参加辞退届」に記入し、PDF化したデータをEメールにて提出すること

9. 事業提案書等の提出

(1) 提出方法 「e-kanagawa 電子申請」の下記URL内フォームに提出書類を添付

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93079

(2) 提出期間 参加資格の審査終了～令和7年4月21日正午

(3) 提出書類

①様式3 会社概要書

②様式4 業務実績書

③様式5 実施体制調書

④様式6 見積書 ※税抜き額で2,630,000円を超えないこと
※積算の内訳を添付すること

⑤事業提案書

- ・仕様書、本要項を参考に事業提案書を作成し提出すること
- ・選考については、匿名で実施するため、社名を記入しないこと
- ・様式は任意とするが、提出時にはPDFに変換すること
- ・提案内容は11の(1)の評価項目2～5を、原則、番号のと通りの順番で記載すること
- ・提案書の枚数はA4で10枚程度までとすること
- ・内容について、必ずスケジュールを記載すること

10. 選考の実施

プロポーザル参加者から提出された業務実績書、実施体制調書、見積書の内訳、事業提案書の内容により、審査、採点し選考を行います。

プレゼンテーションを以下の通り実施しますので、事業提案書を提出したプロポーザル参加者は必ず現地で参加してください。

なお、13(1)に規定する失格事由に該当する場合は参加できません。

(1) 日時 令和7年4月24日 時間は午後を予定しています。

(2) 場所 横須賀市役所本庁舎（横須賀市小川町11番地）

※詳細な時間（受付時間を含む）や場所、当日の進め方については、Eメールにてお知らせします。

(3) 内容

- ①提案は事業提案書に基づき説明すること。補足資料の配布は認めますが、事業提案書に記載のない新たな追加提案の配布は認めません。
- ②プレゼンテーションは非公開です。
- ③所要時間は、25分程度（説明15分 質疑応答10分）を予定していますが、プロポーザル参加者数により、変更になる場合があります。

- ④プレゼンテーションの出席者は3名以内としてください。
- ⑤指定する時間までに受付ができなかった場合は、参加を辞退したものとみなします。なお、交通事情等、プロポーザル参加者に責のない事由により、指定する時間までに受付ができない場合は、受付時間までに事務局へ電話連絡をしてください。状況により、実施時間を変更します。
- ⑥提案の際、本市モニターを使用することはできます。モニターを使用する場合はHDMI対応のパソコンを持参し、接続等の対応はプロポーザル参加者が行ってください。なお、接続不良等でモニターへの表示ができない場合においても、本市はその責任を負いません。
- ⑦公平な評価の実現のため、プレゼンテーション（資料、機材及び口頭説明等）においては、社名が類推できないような配慮をお願いします。

11. 契約候補者の選定方法

（１）以下評価基準に基づき、選考委員5名で決定します。

評価項目		評価の視点	評価点
1	業務実績	・同種、類似業務の実績（イベントの実施、事業者への伴走支援）があるか	20
2	オーディションの周知	・事業者の関心を引き、かつ、応募に繋がるような効果的な周知方法か ・より質の高い応募者の増が見込める提案か	30
3	応募受付・事前書類審査	・応募予定の方からの問い合わせ対応の整備など滞りなく受付処理ができる体制か ・応募しやすい受付方法を提案しているか	10
4	審査員による審査の実施（1次審査・最終審査）	・審査にあたり公平性を担保し、考案しているか ・魅力的な審査員を候補として提案し、その審査員に依頼できる関係性を持っているか ・審査員からのフィードバックの共有など事業者が応募してよかったと思えるような内容か	30
5	ファイナリストのブラッシュアップ	・ファイナリストの事業の良い部分を深掘りし、プレゼン能力を向上させるなど、成長に寄与するような提案か ・提案の実施について、実現可能な体制か	20

6	最終審査会（表彰式）の実施	・提案内容を実施できる体制か ・オーディションの注目度を高める工夫がされているか ・関係者（後援、共催）が主体的に参加し、継続して支援していこうと思えるかかわりができる内容か	20
7	入賞者の伴走支援	・入賞者が事業を実施するにあたり、具体的な支援方法を示しているか ・VCや企業など入賞者の求めに応じて、事業を成長させるために紹介することできるリソースを持っているか	30
8	スケジュール	・全体スケジュールは具体的かつ実現可能か	10
9	その他独自性	・オーディションの価値や注目度を高める独自の提案があるか	20
10	見積額	・提案内容と見積書の内訳に齟齬がないか ・内容に対し費用対効果が高いか	10

※総合計点 200点/1委員×5委員＝1,000点

選考委員が行う評価と配分

評価	判断基準	評価点の配分
A	特に優れている	各項目の評価点×1.0
B	優れている	各項目の評価点×0.8
C	標準的	各項目の評価点×0.6
D	やや物足りない	各項目の評価点×0.4
E	物足りない	各項目の評価点×0.2
F	記載がない	各項目の評価点×0.0

（２）最高評価点を得たプロポーザル参加者を契約候補者として選定します。

なお、契約候補者が契約手続きの期間において、13（１）の失格事由に該当した場合は、評価点で次点のプロポーザル参加者を契約候補者として選定します。

（３）ただし、評価点が総合計点（1,000点）の60%（600点）に達していない場合は、選定者なしとします。

(4) 選定結果の通知

- ①通知方法 プロポーザル参加者すべてにEメールにて通知
- ②通知内容 評価点 及び 選定結果
- ③通知予定日 令和7年4月25日

(5) プロポーザル結果の公表

令和7年4月28日以降に、本プロポーザルの結果を市ホームページで公表します。

公表内容は下記のとおりです。

- ・参加事業者数
- ・プロポーザル参加者の評価点（法人名についてはA社、B社等と表記します）
- ・契約候補者名

12. 契約締結

契約は、4で示した予算額を計上した令和7年度横須賀市一般会計予算が横須賀市議会の議決を経ている場合に、令和7年4月30日を目途に締結する予定です。

契約手続きについての詳細は、契約候補者に対して、別途通知します。

13. プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①5に記載の参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合も含む）
- ②各提出書類について、期限内に提出されなかった場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④様式6の見積書において、税抜2,630,000円を超える見積金額を提示した場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥前各号に定めることのほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為等、審査の過程において、不相当と認められる事由があった場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出書類の内容に含まれる著作権は、原則としてプロポーザル参加者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザルについて、報告、公表のために必要な場合は、契約候補者の許可を得たうえで、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

- ②提出書類は理由の如何を問わず、返却できません。
- ③期限後の提出書類の差し替えは認めません。期限前であって、提出書類の誤りが明確である場合や、審査において、重要な事項と考えられる内容に誤りがあった場合は、事務局へ電話にて連絡の上、再度、提出してください。
- ④提出書類は原則として公開しません。ただし、本プロポーザルについて情報開示請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- ⑤提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(3) その他

- ①本プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とします。
- ②やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルもしくは本事業を実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。
- ③提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
- ④事業提案書の提出は1社につき1案のみとします。

14. 事務局（担当課）

横須賀市経済部創業・新産業支援課創業支援担当

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11（本庁舎1号館4階）

電 話：046-822-8083（直通）

Eメール：bs-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp